

2018年度に当事業の助成を受けられた方（住宅）は、今年度の当事業の申請はできません。今年度の受付は1回のみです。

住宅リフォーム助成事業

市では、昨年度に引き続き、住宅リフォーム助成事業を防府商工会議所と連携して実施します。この事業は、市民の皆さんが市内の施工業者を利用して自宅のリフォーム工事を行う場合に、必要となる工事費の一部を助成するものです。

- ・受付は、防府商工会議所で5月10日（金）午前9時から『先着順』で開始します。
- ・受付は、助成額が5,500万円に達した時点で終了します。
- ・今年度の当事業のご利用は、住宅所有者一人あたり1回、また、一住宅あたり1回に限ります。複数の工事を行う場合は、全ての工事の見積書を揃えて、合計額で申請してください。
- ・2018年度に当事業をご利用された方（住宅）は、今年度の当事業の申請はできません。

助成対象者	助成金額
<p>◆以下の要件をすべて満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防府市に住民登録をしている人 2 市内に住宅を所有し（2親等以内の親族による所有を含む）、その住宅に居住している人 3 市税の滞納がない人 4 2018年度に当事業を利用していないこと 	<p>助成対象となる工事費（消費税等を除く）の10%相当の市内共通商品券（限度額は10万円）</p> <p>※工事費の合計が10万円未満の場合は、対象となりません。</p>

《事業の流れ》

《交付申請書等の入手》

↓ 防府商工会議所や市商工振興課等で、申請書類一式を配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

《交付申請書の提出》 【提出先】 防府商工会議所（土・日・祝日は休業）

- ・ 5月10日（金）午前9時から、防府商工会議所で受付を開始します【先着順】

↓ 書類審査（申請書受付後、通常7営業日程度の期間を要します）

《交付決定通知書の交付》（申請者に郵送）

↓ 助成金交付決定後に工事の変更が生じた場合は、必ず防府商工会議所にご相談ください。

《工事着手～工事完成》

- ・ 交付決定通知書の交付を受けた後に着工してください。また、遅くとも交付申請書の提出日から3ヶ月後の月末までには全ての工事に着手してください。
- ・ 2020年1月31日（金）までに、工事を完了してください。

《工事完了届の提出》 【提出先】 防府商工会議所 ※ 工事完了後14日以内に提出

↓ 書類審査・工事の確認（現地検査等により行います。）

《助成金確定通知書の交付》《請求書の送付》（申請者に郵送）

《請求書の提出》 【提出先】 防府商工会議所 ※ 2020年3月14日（木）までに提出

- ・ 10月1日以降、防府商工会議所で市内共通商品券（有効期限6ヶ月）をお渡しします。



《助成対象工事》

◆以下の要件をすべて満たす工事

(電気製品の取替え等に付随する工事や、備品の設置は当事業の対象となりません)

- 1 10万円以上(消費税等を除く)の既存住宅のリフォーム工事(下表の工事例を参照)
- 2 市内施工業者と直接契約して行う工事
- 3 交付決定通知書の交付を受けた日以降に着工し、かつ、交付申請書の提出日から3ヶ月後の月末までに着工する工事。
- 4 本市の他の助成等(市住宅・建築物耐震化促進事業補助金【建築課】を除く。)の対象工事となる工事が含まれていない工事

※本市の他の助成等とは、次のものです。当事業と本市の他の助成等を併せて利用する場合は、他の助成等の対象となる工事を除いて申請してください。

- ①家庭用小型浄化槽の設置に対する防府市浄化槽設置整備事業補助金の交付【上下水道局】
- ②介護保険による住宅改修費の支給【高齢福祉課】
- ③障害者に対する住宅改修費の支給【障害福祉課】
- ④防府市三世代同居支援事業補助金の交付【建築課】

助成の対象となる工事の例(※1)

屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置
雨樋の取替	エコキュート・エネファーム等の高効率給湯システムの設置
床、壁、天井材、畳の取替、修繕	防犯機能向上のための防犯カメラ等の設置
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	換気扇、換気空清機(ロスナイ)の設置
ガラス、網戸の交換	エレベーターの設置
サッシの設置、取替	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
カウンター、棚の設置	玄関フード・サンルームの造作(住宅と一体であること)
間取り等の変更に伴う壁等の改修	バルコニーの造作、修繕
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	住宅と同一棟の車庫や物置等の造作、修繕
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	住宅の増改築(別棟を除く)
合併浄化槽の設置(※2)	併用住宅の住居部分に係る増改築、修繕
給排水衛生設備工事	床暖房設備の設置
公共下水道への接続工事	太陽熱温水器の設置
システムキッチンの設置(※3)	耐震性向上のために行う既存の門扉の修繕、建て替え

※1 この表に無い工事は、個別に審査し、決定します

※2 防府市浄化槽設置整備事業補助金を受けることができない場合に限りです

※3 システムキッチンに組み込みの調理機器等(食器洗浄機を含む)の設置・取替も対象となります

助成の対象とならない工事の例

住宅の新築	門、塀、その他の外構工事(一部例外あり【上記参照】)
電気製品(エアコン、テレビ、照明器具等)の購入	庭、植栽等の工事
別棟(車庫、物置等を含む)の新築、増改築、修繕	ウッドデッキ、パーゴラの造作、修繕
併用住宅の店舗部分に係る増改築、修繕	広告、看板の設置
太陽光発電システムの設置(※1)	

【問 合 せ】

防府商工会議所 (デザインプラザHOFU5階 TEL:22-4352)

防府市商工振興課(市役所1号館2階 TEL:25-2147)

(※ いずれも、土・日・祝日は休業)